

## 平成31年第4回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 平成31年4月24日（水）  
開会 15時02分 閉会 16時35分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名  
教育長 土崎 谷夫  
委 員 米倉 ゆかり 委 員 岩佐 礼子  
委 員 平井 國政
- 4 事務局  
教育部長 狩生 浩司 教育総務課長 吉村 岩雄  
学校教育課長 高野 徹 社会教育課長 淡居 宗則  
体育保健課長 榎 英樹  
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 5件
- 6 報告事項等 3件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

### 開 会

教育長 ただいまから平成31年第4回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回会議録の承認

教育長 前回の第3回教育委員会の会議録の承認を平井委員お願いいたします。  
(会議録に署名)

教育長の報告

- ・教育委員会懸案事項（市長ヒアリング済）の説明

議 案

### 【議 事】

議案第16号 佐伯市奨学金奨学生選考委員会委員の任命について

教育長 議案第16号佐伯市奨学金奨学生選考委員会委員の任命について、担当からお願い  
します。

学教課長 議案第 16 号佐伯市奨学金奨学生選考委員会委員の任命について、佐伯市奨学金条例施行規則第 11 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めます。今回の改正理由は、現委員の任期が平成 31 年 4 月 30 日で満了するため、再任及び後任委員を任命するためであります。佐伯市奨学生について説明します。3 ページをご覧ください。佐伯市では経済的理由など就学困難な方に対しまして学業に必要な資金を貸し付けることで就学の戸を開き、有能な人材を育成することを目的に奨学生を募集しているところであります。既に市報等で周知を行っております。応募の資格についてですが、佐伯市に 1 年以上住所を有する者又は 1 年以上住所を有する者の子、高校、高等専門学校等に在学する者、経済的理由で就学困難な者、日本学生支援機構その他の奨学金の支給又は貸付けを受けていない者、このいずれにも該当する方が応募資格があります。応募期間は 4 月 26 日までとなっております。選考方法は、提出された書類をもとに、この選考委員会で審議し、予算の範囲内で奨学生を決定するものであります。その選考委員会の委員に資料の 2 ページに記載しております 5 名の方を提案します。説明は以上です。

教育長 委員の任期は翌年の 4 月 30 日までですか。

学教課長 はい。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

岩佐委員 これは高校から大学院の誰でも応募できますか。

学教課長 はい。

岩佐委員 募集が少なければ予算が余るということですか。

学教課長 はい。

教育長 平成 30 年度の実績は。

学教課長 6 名です。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

## 議案第 17 号 佐伯市史編さん基本方針の策定について

教育長 議案第 17 号佐伯市史編さん基本方針の策定について、担当からお願いします。

社教課長 議案第 17 号佐伯市史編さん基本方針の策定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。佐伯市史編さん基本方針につきましては、3 月 27 日の第 2 回市史編さん委員会の中で基本方針への答申がまとめられ、同月 28 日に委員長から教育長へ答申が行われました。答申内容につきましては 5 ページをご覧ください。答申としましては、今回諮問された「佐伯市史編さん基本方針」については、目的や基本的姿勢が簡潔にまとめられ、市民への配慮や新時代への対応、資料の継承などにも触れられており、おおむね妥当なものと認めます。とされております。基本方針の具体的な内容については 6 ページから 13 ページに記載されております。まず、7 ページに編さんの目的、名称、実施期間、8 ページについては、編さんの基本方針として 4 項目を記載、9 ページに構成・内容ということで、上巻・中巻・下巻、それ以外に小学校用、中学校用としてダイジェスト版を作る計画となっております。10 ページは仕様（上巻・中巻・下巻、学校ダイジェスト版）、編さんスケジュールについては、11、12 ページに記載されており、合併 20 周年に向けた取り組みと位置付けています。2023 年度に上巻・中巻・下巻の発行、2024 年度に小・中学校向けダイジェスト版の発行を予定しております。13 ページに編さんの体制を記載しています。市史は市全体の取組みとして市長部局と連携して行います。また諮問機関として市史編さんの委員会、編さんの専門的事項を協議・調整するための佐伯市市史編さん資料調査編集委員会を組織します。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 （全委員から「はい」との意見あり）

教育長 提案のとおり承認されました。

## 議案第 18 号 史跡「佐伯城跡」の市指定史跡の指定について

教育長 議案第 18 号史跡「佐伯城跡」の市指定史跡の指定について、担当からお願いします。

社教課長 議案第 18 号史跡「佐伯城跡」の市指定史跡の指定について、史跡「佐伯城跡」を市指定史跡に指定したいので、佐伯市文化財保護条例第 34 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。指定をするには、教育委員会は、

あらかじめ、佐伯市文化財保護審議会に諮問しなければならないとされており、4月13日に同審議会の中で諮問に対する審議が行われ、同月15日に会長から史跡「佐伯城跡」の文化財指定について、市指定文化財とすることを承認するとの答申を受けたところであります。議案16ページから21ページは佐伯市文化財指定・選定基準を記載しております。「佐伯城跡」は18ページの4. 史跡名勝天然記念物の指定基準、(1)の②に該当します。22ページは「佐伯城跡」の位置を記載しております。23～24ページは指定の範囲を記載しております。23ページをご覧ください。「佐伯城跡」は山頂の石垣部分を含む赤色部分と青色部分を指定するものであります。指定を行うには所有者の承諾が必要となります。青色部分は神社庁(毛利神社)の所有であり、承諾を頂いております。赤い部分は市の所有で、現在は都市公園となっております。文化会館の用地については、借地のため除外しております。25ページは「佐伯城跡」の特徴(特に重要な箇所)を記載しております。特に登山ルートや山頂部分の石垣が評価されております。26～30ページは審議会の資料を添付しております。31ページはこれまでの取組みを記載しており、「佐伯城跡」の石垣については、第1次調査として平成21年度から平成25年度に調査、第2次調査として平成27年度から平成31年度を調査期間としておりましたが、新たな発見等もありましたので調査期間を延ばして研究を進めることを検討しております。山頂裏の雄池、雌池のうち、雌池については2年前の台風被害から復旧中です。説明は以上です。

教育長 佐伯市の文化財にどのようなものがあるのか、機会があるときに各委員に資料を渡してください。

社教課長 文化財マップをお渡しします。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

岩佐委員 麓の方に佐伯市の所有でない土地があるのですが、この土地は毛利さんの所有なのですか。

社教課長 お寺、墓地、民家裏等と思われます。

教育長 他にご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 議案第 19 号社会教育主事の任命について、担当からお願いします。

社教課長 議案第 19 号社会教育主事の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 3 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。社会教育主事につきましては、社会教育法第 9 条の 2 により市町村の教育委員会の事務局に、必ず置かなければならないと規定されている必須の職員であります。またその職務は同法 9 条の 3 で、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えるとされています。社会教育主事は本市の社会教育の推進のために不可欠な存在であります。今回、承認を求める者は社会教育主事に必要な研修を終了し、3 年の実務を経験したことで社会教育主事の発令に必要な要件を満たしましたので提出するものであります。説明は以上です。

教育長 現在、社会教育主事の発令を受けている者は何名か。

社教課長 生涯学習推進係の 1 名が発令を受けています。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

岩佐委員 社会教育主事になるための研修はどこであるのですか。センターですか。

社教課長 九州管内は、熊本大学と九州大学で夏に 30 日程度、集中的に行われます。

岩佐委員 30 日間連続ですか。

社教課長 はい。

教育長 他にご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

#### 議案第 20 号 教育長の営利企業等の従事制限及び職務専念義務の免除について

教育長 議案第 20 号教育長の営利企業等の従事制限及び職務専念義務の免除について、担当からお願いします。

教総課長 議案第 20 号教育長の営利企業等の従事制限及び職務専念義務の免除について、地

方教育行政の組織及び運営に関する法律第 11 条第 7 項及び佐伯市教育職員の職務に専念する義務の特例に関する規則第 2 条第 9 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めたものであります。理由は教育長が大分大学教育学部附属小学校学校評議員の委嘱を受けるため提出するものであります。別冊の最後のページに平成 31 年 3 月 25 日付けで大分大学教育学部附属小学校長から教育長宛に学校評議員として学校運営等に関し意見をいただきたく、平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間について、評議員として委嘱を行いたいとの依頼がありましたので、提出するものであります。説明は以上です。

教育長 補足ですが、前任は別府市の教育長であります。後任も大分県市町村の教育長からということでお話がありました。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

- (1) 平成 31 年度佐伯市教育行政重点施策について
- (2) 平成 31 年度学校教育課重点施策及び主な分掌について
- (3) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第 4 回佐伯市教育委員会を終了します。

終了 16 時 35 分